

マニフェストマニュアル (第3版)のご案内



裏面に内容見本あり

ご好評いただきました別冊「かながわ産廃」マニフェスト特集号「MANIFEST MANUAL (マニフェストマニュアル)」の第3版を作成しましたので、会員・非会員の方にご案内いたします。

ご購入にあたりましては、下記にご記入の上、頒布金額をお振込みいただいた**受領証と注文書の2枚1組**をFAXでお申込みください。

マニフェストマニュアル 注文書

送り先・所在地 〒

御社名・部署

電話番号

ご担当者名

いずれかに✓を付けてください。

500円 (会員) × ____部 +

1,080円 (非会員) × ____部 +

事務局で引取り希望
(送料はかかりません。)

《送料》

1冊 →→→→ 90円 = ____円

2~3冊まで → 120円 = ____円

4冊 →→→→ 200円 = ____円

5~6冊まで → 360円

7~9冊まで → 510円

10冊以上 → 無料

お振込み
金額

お申込み部数に送料をプラスした合計金額をご記入ください。なお、窓口で現金での引き渡しもしております。増刷部数が限られているため、対応が出来ない場合もございますのであらかじめご了承ください。

合 計

円

お振込み
口座番号

横浜銀行 県庁支店 普通口座 1018476

社)神奈川県産業廃棄物協会 シャ)カナガワケンサンギョウハイキブツキョウカイ

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 TEL045-681-2989

FAX 045-641-8114

内容見本

(実際の内容と多少異なる部分があります。)

07 委託処理の手続 (マニフェストの交付)

はじめに / 本書の使い方と注

目次の一部

第1部 産業廃棄物の処理

- 01 産業廃棄物の処理…3
- 02 排出者の責任…4
 - 1 原則は「排出者が自ら処理すること」…4
 - 2 排出者の責任とは…4
 - 3 委託基準についての要点…4
 - 4 産業廃棄物の処理基準の遵守…5
- 03 産業廃棄物とは…6
 - 1 廃棄物…6
 - 2 廃棄物か有価物か…6
 - 3 産業廃棄物か一般廃棄物か…6
 - 4 産業廃棄物の種類の確認・決定…6
 - 5 特別管理産業廃棄物か否か…6
- 04 産業廃棄物の種類…9
- 05 特別産業廃棄物…11

第2部 委託する場合の手続きの流れ

- 06 委託処理の手続き (委託契約の締結)
 - 1 なぜ委託契約を締結しなければなら
 - 2 委託契約書の法的記載事項について
 - 3 委託契約書の注意点…13
- 07 委託処理の手続き (マニフェストの交付)
 - 1 マニフェスト制度の目的…15
 - 2 マニフェストの交付…15
 - 3 交付できる事業者の範囲…15
- 08 マニフェストの種類について…21
 - 1 直行用マニフェスト…22
 - 2 積替用マニフェスト…23
 - 3 建設関係廃棄物用マニフェスト…24
- 09 紙マニフェストの記入について…25
 - 1 図解：積替保管用マニフェスト…25
- 10 マニフェストの記入の仕方について…26
 - 1 医療系特別管理産業廃棄物の場合 (…)
 - 2 石綿含有産業廃棄物の場合 (一次・直行用)…30
 - 3 石綿含有産業廃棄物の場合 (一次・積替用)…31
 - 4 建設系廃棄物の場合 (一次・直行用)…32
 - 5 中間処理業者が交付する場合 (二次・直行。当欄記載のとおり)…33
 - 6 中間処理業者が交付する場合 (二次・直行。帳簿記載のとおり)…34

総合判断説 ※2

不要物か有価物かを定めるのは簡単なことではありません。

大事なポイントについて20のコラム

Column

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について 平成24年3月19日

家電4品目は処分(再生)には一定量以上の資源の回収やフロン回収等、特に厳しい基準がかけられた。排出者が家電R法に従って小売業者等に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で処分又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできない。廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分であると判断されることから、廃棄物に該当するものと判断して差し支えない。

※詳しくは、環境省サイト「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」

廃棄物処理法の基本が分かる解説



1 マニフェスト制度の目的

マニフェスト制度は、産業廃棄物を委託処理する際に、排出者の責任の明確化と不法投棄の未然防止を防ぐことを目的として導入され、産業廃棄物の実際の処理の流れを記録に残すことで適正な処理を確保することにあります。排出事業者が必ず産業廃棄物の引渡しとマニフェストの交付を同時に行うことが必要で、マニフェストの交付後、産業廃棄物の処理の流れを記録に残すことで適正な処理を確保することになります。

中間処理後に残さ物が出る場合

中間処理業者が2次マニフェストの最終処分終了報告を受けたのち、1次マニフェストの発行者に最終処分終了の報告を行います。その報告によって、もともとの排出事業者の発行したマニフェストと引き渡した産業廃棄物について、適正に処理されたことの確認となるのです。

建設系廃棄物の場合(一次・直行用)

産業廃棄物管理票		村田 男	
建設(株)		ビル新築工事業所	
川崎市○○区○○1-2-3		神奈川県厚木市○○4-5-6	
種類(普通)の産業廃棄物	数量(及び単位)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)
燃えがら 200 金くず 2000 引火性廃油 7424 燃えがら(有害)		4t	着脱コンテナ
汚泥 1200 石くず 3018 引火性廃油(有害)			建設混合廃棄物
廃油 1400 紙くず 3100 強酸 7425 汚泥(有害)			建設混合廃棄物
廃酸 1200 粉砕くず 7118 強酸(有害)			建設混合廃棄物
廃アルカリ 2000 家庭のふん屋 7200 強アルカリ			建設混合廃棄物
廃プラスチック類 1700 家庭の死体 7210 強アルカリ(有害)			建設混合廃棄物
紙くず 1800 ばいじん 7300 建設系廃棄物			建設混合廃棄物
次くず 1200 1号廃棄物 7419 建設系廃棄物			建設混合廃棄物
燃えがら 2000 建設系廃棄物 7421 建設系廃棄物			建設混合廃棄物
燃えがら 2000 建設系廃棄物 7422 建設系廃棄物			建設混合廃棄物
燃えがら 2000 建設系廃棄物 7423 建設系廃棄物			建設混合廃棄物

実際の記入法の解説

マニフェストの「最終処分場所」欄に記入する際、「委託契約書のとおり」にを記入することで、名称・所在地・電話番号の記入を省略できます。

1次マニフェストの流れ

手順 1 廃棄物引き渡し時

排出事業者が、廃棄物の引渡しと同時に7枚複写(A票、B1票、B2票、C1票、C2票、D票、E票)の伝票に必要事項をすべて記載したうえでマニフェストを収集運搬業者に渡す。

◇ A票の主なチェックポイント～事業者がチェック～

- ・産業廃棄物の種類ごとに1通ずつ交付するのが原則であるのに、たとえ種類に√(チェック)を入れていても、
- ・産業廃棄物の数量について、検量設備が理由：数量は法定記載事項。容量に「ドラム缶2本分」等の数やおおよそ ※正確な数量については、あとは中間処理業者が確認すること。
- ・排出事業者が交付したマニフェストの欄、処分の受託欄、処分終了年月日欄、

手順 2 廃棄物引き渡し時

収集運搬業者は、受け取ったそのマニフェストを交付すること

図解 マニフェストの交付



上の図は、発生段階で別々に発生した産業廃棄物を運搬する場合、マニフェストが種類ごとに必要となる例を示しています。

【新たに追加】立入検査でよくある指摘

24 行政の立入検査でよく指摘されるポイント

排出事業者の場合

- ① A票、B2票、D票、E票がそろっているか、返却が遅れていないか。
- ② 交付担当者名が記載されているか。
- ③ 「混合廃棄物」とした場合、個別の廃棄物の種類も記載してあるか。
- ④ 契約書の内容と委託する廃棄物の種類が適合しているか。
- ⑤ 契約書の中間処理(最終処分)を行う場所の所在地が記載してあるか。

受託している処理業者においても、念のため、マニフェストに記載漏れや誤記がないか確認し、問題があれば排出事業者に知らせること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票		〇〇株式会社	
〇〇産業株式会社		〇〇工場	
川崎市川崎区○○町○○番地○号		横浜市中央区山下町○○番地○号	
種類(普通)の産業廃棄物	数量(及び単位)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)
燃えがら 200 金くず 2000 引火性廃油 7424 燃えがら(有害)		2ト	フレコン
汚泥 1200 石くず 3018 引火性廃油(有害)			建設混合廃棄物
廃油 1400 紙くず 3100 強酸 7425 汚泥(有害)			建設混合廃棄物
廃酸 1200 粉砕くず 7118 強酸(有害)			建設混合廃棄物
廃アルカリ 2000 家庭のふん屋 7200 強アルカリ			建設混合廃棄物
廃プラスチック類 1700 家庭の死体 7210 強アルカリ(有害)			建設混合廃棄物
紙くず 1800 ばいじん 7300 建設系廃棄物			建設混合廃棄物
次くず 1200 1号廃棄物 7419 建設系廃棄物			建設混合廃棄物
燃えがら 2000 建設系廃棄物 7421 建設系廃棄物			建設混合廃棄物
燃えがら 2000 建設系廃棄物 7422 建設系廃棄物			建設混合廃棄物
燃えがら 2000 建設系廃棄物 7423 建設系廃棄物			建設混合廃棄物